

ボートレース事業の実施に係る交付金等の見直しに関する意見書

全国のボートレースの売上額は、平成3年度の約2兆2000億円をピークに長期低迷を続け、平成23年度には約9200億円にまで落ち込み、現在も回復の兆しは見えていない。

この間、平成19年に、「施行者の経営基盤の強化」「業界の活性化」を大きな柱に、モーターボート競走法が改正され、日本財団への交付金をそれまでの3.3%から2.6%に引き下げると同時に、交付金引き下げ分の約70%を各施行者が新たに負担し、財団法人競艇振興センターが設けられることとなり、施行者は5年間にわたって既に230億円を拠出してきた。

しかし、売り上げ減少による収益の悪化は歯止めがかからず、もはや経費圧縮や人件費削減等施行者の自助努力だけで乗り切ることが非常に困難な段階に至っている。このことは、平成22年度実績で、開催収益はピーク時の約9%、地方自治体への繰入金は約5%にまで落ち込み、7施行者の経営が赤字、7施行者が地方自治体への繰入金がない状況から見ても明らかである。

公営競技であるボートレースは、本来、地方自治体への繰入金によって地域財政の健全化に貢献することを目的としている。しかし、その目的が達せられないばかりか、事業自体の存続さえも危ぶまれる現状には、重大な危機感を抱かざるを得ない。

ついては、このような施行者の危機的な現状を踏まえ、以下の点について所要の施策を実施されることを求める。

記

1. ボートレースの主催者である施行者が、将来にわたって安定的・持続的な経営並びに地域発展への財政的な貢献が可能となるための交付金の引き下げ、業界に電話投票委託料等共通経費の在り方について必要な見直しを行うこと。
2. モーターボート競走振興事業については5年を経過していることから、目標に対する取り組みの達成度、効果等について十分な検証を行うとともに、検証結果に基づき、今後の振興事業の在り方について必要な見直しを行うこと。
3. 競輪等他の公営競技においては、施行者の収益の増加を図る対応策として現行売上金の75%の払い戻し率を変更するなどの抜本的な改革を実施している。ボートレースにおいても、他の公営競技の動向を踏まえ、適切な措置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。